

組 合 要 覽

令和5年版
(2023年版)



飯 盛 靈 園 組 合

はじめに

本組合は大阪府東部、奈良県との境界の四條畷市に位置し、飯盛山の麓、緑豊かな自然環境に恵まれた地に昭和40年3月、発足いたしました。

守口市、門真市、大東市及び四條畷市（以下「関係市」という。）で構成する一部事務組合として、関西でも有数の大規模な墓地公園の管理運営、火葬場及び葬儀に関する事務を共同で行っております。

憩いとやすらぎのある墓地公園を目指し、多様化する市民ニーズに応えるため、芝生墓所や、合葬墓「虹の丘」を設置するとともに、園内に日本庭園やアスレチック広場を設け、訪れる方々の憩いの場所としてご利用いただいております。

火葬場は厳粛な儀式が行なえる格調の高さを意識し、また、会葬者が安らげる落ち着いた待合ホールを併設しております。

葬儀につきましても、関係市の葬儀業者のご協力を得て、葬儀が華美になることを抑え、経済的で厳粛な葬儀を行うことを目的とした組合葬儀の規格を定め、関係市民にご利用いただいております。

今後も、豊かな自然の中の「終の棲家」として、また、愛する人との別れを行う場所としてふさわしい地であり続けるために鋭意努力し、公営としての責任ある運営を進めてまいります。

令和5年7月1日

飯盛霊園組合
管理者 四條畷市長 東 修平

目 次

1	組合関係市の人口及び面積、位置	2
2	飯盛霊園・飯盛斎場配置図	3
3	組合のあゆみ	4 ～ 6
4	霊園開発と自然保護	7
5	霊園事業	8 ～ 10
6	火葬事業	11 ～ 12
7	葬儀事業	13
8	議 会	14
9	執行機関、事務局	14
10	財 政	15
11	飯盛霊園組合同規約	16 ～ 17

1 組合関係市の人口及び面積、位置

組合関係市の総面積は 61.97km²。住民基本台帳による人口は令和5年1月1日現在、432,010人となっています。

令和5年1月の1平方キロメートル当たりの人口密度は6,971人となっています。

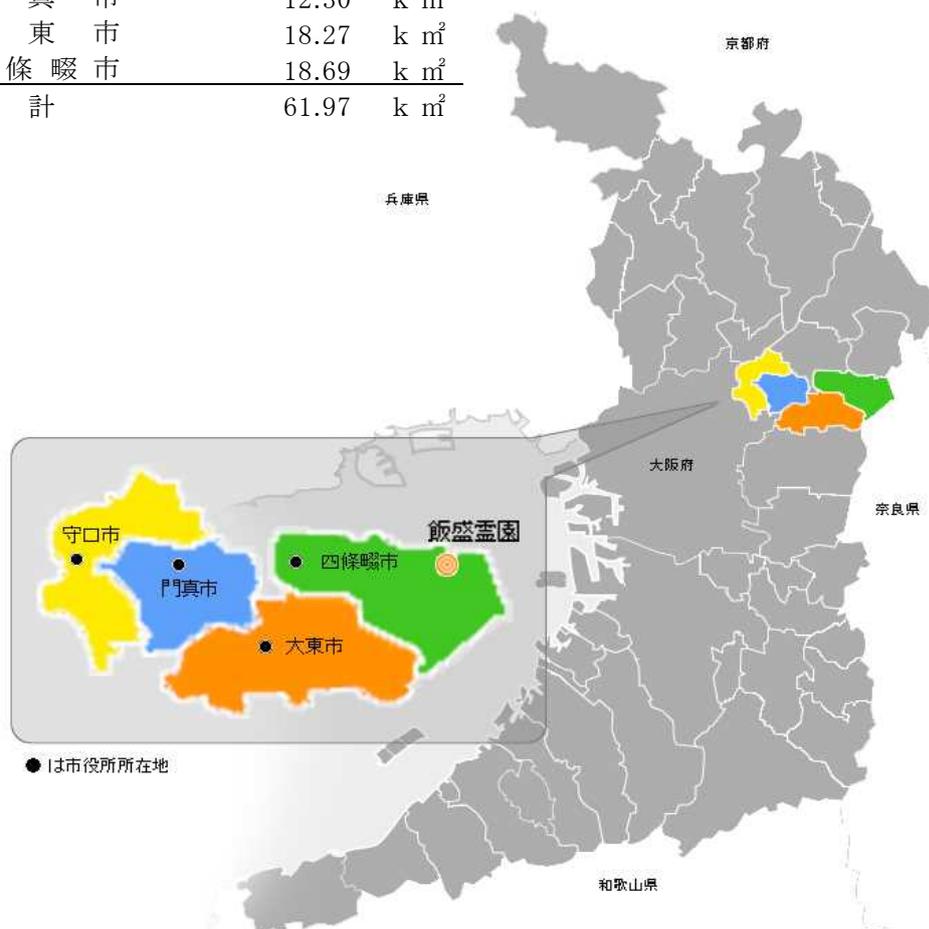
関係市の人口推移

(各年とも1月1日現在)

市別 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
守口市	143,458人	143,884人	143,536人	142,655人	142,014人
門真市	122,656	121,575	120,536	119,161	117,937
大東市	120,759	120,285	119,452	118,326	117,294
四條畷市	55,802	55,726	55,417	55,015	54,765
計	442,675	441,470	438,941	435,157	432,010

関係市の面積

守口市	12.71	k m ²
門真市	12.30	k m ²
大東市	18.27	k m ²
四條畷市	18.69	k m ²
計	61.97	k m ²



3 組合のあゆみ

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備 考
1965	昭和	40・3	組合設立 構成市町(守口市・門真市・大東市・四條畷町)	
		10	霊園及び斎場基本計画策定	
		12	霊園事業及び執行年度割決定 昭和40～48年度 火葬場事業及び執行年度割決定	38.5 ha 2.6 ha
1966		41・7	霊園事業及び火葬場事業計画認可	
1967		42・1	霊園及び斎場工事着工	
		12	斎場敷地造成工事完成	
1968		43・2	墓所供用開始(1区)	1,110区画
		5	組合事務所建築工事完成	
		12	斎場建築工事完成・供用開始	
1969		44・4	墓所供用開始(3区・4区)	3,168区画
		12	都市計画墓園区域変更(1ha追加)	39.5 ha
1970		45・6	組合葬儀事業開始	
		7	四條畷町市制施行 四條畷市	
1974		49・7	墓所供用開始(2区)	1,582区画
1976		51・1	墓所供用開始(5区)	334区画
1977		52・1	墓所供用開始(5区B地区)	351区画
		3	京阪・近鉄臨時バス運行開始	
		4	墓所供用開始(5区A・C地区)	779区画
		9	墓所供用開始(5区D～F地区)	238区画
		10	あずまや4棟完成	
1978		53・1	日本庭園整備工事完成	
		3	墓所供用開始(5区G地区ほか)	230区画
		6	墓所供用開始(6区前期分)	1,032区画
		10	霊園周辺が「星田下田原銃猟禁止区域」に指定	約 213 ha
1979		54・3	供花売店開設(地元農協に業務委託)	
		5	墓所供用開始(6区13・14列)	393区画
		9	「シンボル・ゾーン」完成	
		9	墓所供用開始(6区後期)	920区画
1980		55・9	墓所供用開始(6区18列)	180区画
1981		56・1	墓所供用開始(3区25・26列)	131区画
1982		57・2	墓所供用開始(7区・特4区)	1,266区画
1983		58・2	墓所供用開始(7区・新2区) －申込資格を関係市民に限定－	552区画
1984		59・5	「レストコーナー」及び「新池庭園」完成	
		5	墓所供用開始(7区後期)	673区画
1985		60・3	霊園正面ゲート新設工事完成	
		4	組合設立20周年記念式典	
		11	組合事務所新庁舎完成	
		11	墓所供用開始(2区27～29列・7区9・10列)	794区画
1986		61・12	臨時バス待合所完成	
1987		62・1	墓所供用開始(5区27～29列)	102区画
		3	墓所供用開始(壁型7区12列)	43区画
		8	墓所供用開始(3区27・28列・4区34・35列)	155区画

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備 考
1988	昭和	63・ 1	墓所使用者管理にコンピュータ導入	
		2	墓所供用開始(7区15列) －有骨者限定受付－	200区画
		2	都市計画墓園区域変更(3.1ha追加)	42.6 ha
1989	平成	1・ 6	墓所供用開始(7区18・19列)	542区画
1990		2・ 2	墓所供用開始(7区20列) －有骨者限定受付－	371区画
1991		3・ 5	墓所供用開始(7区16列) －有骨者限定受付－	105区画
1992		4・ 1	霊園だより創刊	
		8	新斎場建設着工	
		12	墓所供用開始(8区1～7列・5区13列一部外) －有骨者限定受付－	308区画
1993		5・11	新斎場完成 落成記念式典挙行	
		12	新斎場供用開始	
1994		6・ 1	墓所供用開始(7区17列)	877区画
1995		7・ 6	墓所供用開始(7区21列) －有骨者限定受付－	252区画
1996		8・ 6	墓所供用開始(7区22列) －有骨者限定受付－	145区画
		8	都市計画墓園区域変更(14.4ha追加)	57.0 ha
1997		9・ 3	北地区拡張事業認可 約6.4ha (2,400区画)	
		11	墓所供用開始(11区1～10列) －有骨者限定受付－	223区画
1999		11・ 1	墓所供用開始(9区4・8～10列) －有骨者限定受付－	558区画
		10	墓所供用開始(9区1～3列)	409区画
2000		12・ 9	墓所供用開始(9区7列) －遺骨の有無により区分受付－	140区画
2001		13・ 5	墓所供用開始(9区6列) －待機者限定受付－	140区画
		9	墓所供用開始(9区5列) －有骨者限定受付－	153区画
2002		14・ 9	墓所供用開始(10区1・3列) －有骨者限定受付－	272区画
2003		15・ 2	南地区拡張事業認可 14.7ha (4,600区画)	
		9	墓所供用開始(10区2列) －有骨者限定受付－	258区画
2004		16・ 9	墓所供用開始(10区4・5列) －有骨者限定受付－	223区画
2005		17・ 9	墓所供用開始(10区6・7列) －有骨者限定受付－	256区画
2006		18・ 9	墓所供用開始(10区8列・13区1列) －有骨者限定受付－	314区画
2007		19・ 4	合葬墓「虹の丘」供用開始 「ひだまりの丘」完成	

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備考
2007		19・9	墓所供用開始(12区4列・13区2・13列) 芝生墓所・スロープ墓所供用開始 -有骨者限定受付-	291区画
2008		20・1 9	返還墓所限定にて4市民外の随時受付開始 墓所供用開始(12区4列・13区2列) -有骨者限定受付-	310区画
2009		21・3 9	墓所供用開始(13区13列) 墓所供用開始(12区2・9列) -有骨者限定受付-	260区画
2010		22・9	墓所供用開始(12区6列) -有骨者限定受付-	162区画
2011		23・3 23・9	空墓所使用者募集(172区画) 墓所供用開始(12区5・8列) -有骨者優先受付-	138区画
2012		24・9	墓所供用開始(12区5・8列) -有骨者優先受付-	149区画
2013		25・10	墓所供用開始(12区3・10列) -有骨者優先受付-	148区画
2014		26・10	墓所供用開始(12区3・10列) -有骨者優先受付-	146区画
2015		27・10	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	111区画
2016		28・7	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	76区画
2017		29・7	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	56区画
2018		30・7	墓所供用開始(12区10列・13区5・12列)	278区画
2019	令和	1・7	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	23区画
2020		2・7	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	22区画
2021		3・7	墓所供用開始(12区10列・13区5列)	18区画
2022		4・7	墓所供用開始(13区5列)	11区画

4 霊園開発と自然保護

当霊園は、組合設立と同時に都市公園法による都市計画墓園として都市計画決定されたもので、3回の都市計画変更により区域の拡大を図り、現在の総面積は57.0ha（飯盛斎場を除く）となっております。

現在の墓所数は、平成19年3月に拡張工事が完了し、基本造成済墓所数は約24,000区画となり、墓所の1区画は1.2㎡から30.0㎡までの面積となっております。また、多くの人たちを共に埋蔵する、合葬墓「虹の丘」も平成19年4月に供用開始しました。

当霊園では、かねて公園的機能の充実につとめており、シンボル・ゾーン（噴水と散策路を含む植樹帯、約7,800㎡）・日本庭園・新池庭園（いずれも池と滝と遊歩道など、計約5,100㎡）・アスレチック広場（子供の遊具のある広場、約7,402㎡）・ひだまりの丘（芝生広場、約4,000㎡）などを設置しています。

植栽樹木は高木、約100種、7,800本。中低木、約40種の226,000株を数え、春の桜、萌える新緑、そして錦繡の秋と四季おりおりの趣があり、墓参者だけでなく広く一般市民のレクリエーションの場として親しまれています。



シンボル・ゾーン

5 霊園事業

一般墓所

永代使用料（最近改正・芝生墓所追加 平成19年4月1日）

墓所の種別	墓所面積	使用料 (1平方メートルにつき)
一般	4平方メートル以内	162,000 円
	6平方メートル以内	171,000
	8平方メートル以内	196,000
	12平方メートル以内	219,000
	16平方メートル以内	246,000
	20平方メートル以内	271,000
	20平方メートルを超えるもの	330,000
壁型	4平方メートル以内	162,000
芝生	4平方メートル以内	182,000

説明

- 1 本表使用料は、関係市内に引き続き2年以上住所を有する者に適用し、前記以外の者には5割増とする。
- 2 面積の算定に当たり0.1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。
- 3 使用料の計算において100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

使用料の増徴率（最近改正 平成18年7月28日）

ゾーン	位置配置		角地		次地		中地		独立のもの
	1列	2列	1列	2列	1列	2列			
A	30 %	20 %	15 %	5 %	10 %	0 %	40 %		
B	40	30	25	15	20	10	50		
C	50	40	35	25	30	20	60		
D	60	50	45	35	40	30	70		
E	70	60	55	45	50	40	80		
F	80	70	65	55	60	50	80		

維持費（最近改正 令和元年10月1日）

使用墓所面積 1 m²につき年額2,546円（芝生墓所は1区画につき年額10,180円）を3年分又は20年分前納として徴収しています。

墓所造成区画状況

昭和42年度	1,110 区画	平成元年度	913 区画
昭和44年度	3,168	平成2年度	105
昭和49年度	1,582	平成4年度	308
昭和50年度	334	平成5年度	877
昭和51年度	351	平成7年度	252
昭和52年度	1,247	平成8年度	145
昭和53年度	1,032	平成9年度	223
昭和54年度	1,313	平成10年度	558
昭和55年度	311	平成11年度	1,925
昭和56年度	1,266	平成18年度	841
昭和57年度	552	平成20年度	260
昭和59年度	673	平成21年度	286
昭和60年度	794	平成22年度	414
昭和61年度	145	平成25年度	165
昭和62年度	355	平成26年度	253
		平成29年度	220
合 計			21,978 区画

※上記は墓参道等の未整備墓所約2,300区画を含まない完成墓所数です。

墓所使用許可状況

年度 市別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和4年度末 使用許可状況	
	区画数	構成比 %	区画数	構成比 %	区画数	構成比 %	区画数	構成比 %
守口市	18	24.3	12	16.0	7	9.9	3,497	17.5
門真市	11	14.9	11	14.7	16	22.5	2,693	13.4
大東市	10	13.5	12	16.0	11	15.5	2,224	11.1
四條畷市	10	13.5	10	13.3	12	16.9	1,465	7.3
その他	25	33.8	30	40.0	25	35.2	10,153	50.7
計	74	100.0	75	100.0	71	100.0	20,032	100.0

合葬式墓地 合葬墓「虹の丘」

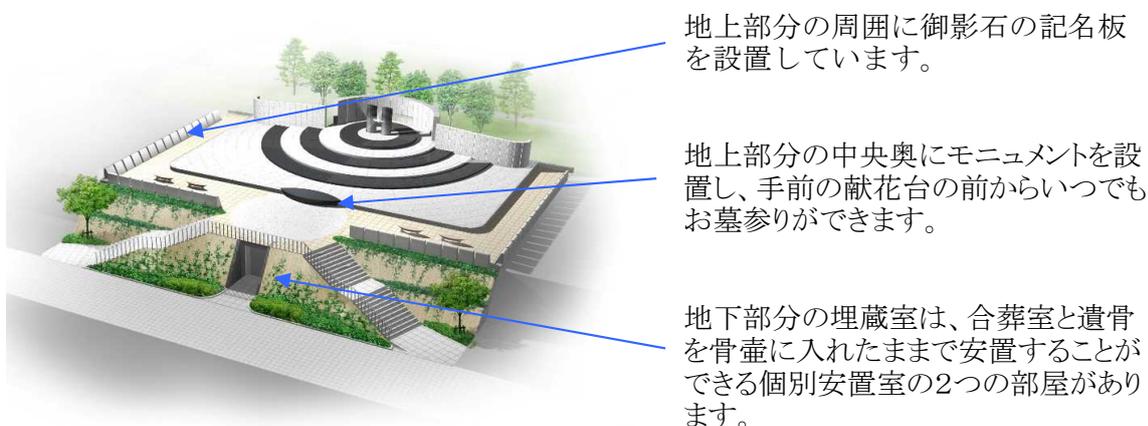
核家族化や少子化、家族意識の変化から多様化するお墓への要求に応えるために設置しました。管理はすべて飯盛霊園組合が行い、承継者を必要としない新しい時代の埋蔵施設としてのお墓です。

使用料（最近改正 令和元年10月1日）

合葬を基本申込とし、希望者は遺骨の個別安置と記名板への記名が選択できます。

申込区分		使用料
合葬	1体分	50,920円
個別安置(10年間)	1体分	50,920円(関係市外住民は5割増)
記名	1件分	101,850円(関係市外住民は5割増)

※平成26年度から関係市外住民の受付を開始



「虹の丘」使用許可状況

種別	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和4年度末 使用許可状況	
		件数	構成比 %	件数	構成比 %	件数	構成比 %	件数	構成比 %
資格別	守口市	79	14.1	265	16.7	130	16.2	1216	16.8
	門真市	58	10.3	183	11.6	158	19.8	1240	17.0
	大東市	77	13.7	205	13.0	120	15.0	1048	14.4
	四條畷市	62	11.0	123	7.8	105	13.1	928	12.7
	特例等	212	37.7	626	39.6	90	11.3	2,033	27.9
	関係市外	74	13.2	178	11.3	197	24.6	818	11.2
	計	562	100.0	1580	100.0	800	100.0	7,283	100.0

6 火 葬 事 業

関係市のうち、守口市を除く2市1町は以前から直営の火葬場が無く、また、守口市においても既存の施設が周辺一帯の都市化により移転を迫られるに至りましたので、地元の理解のもとに霊園の北側隣接地に昭和43年10月に斎場を建設しました。

関係市及び近郊市民の利用を得ていましたが、それも長年の使用により老朽化しましたので、平成4・5年度事業として斎場新設工事を計画、平成5年12月完成供用開始に至りました。

斎場は、火葬棟と待合棟から構成されており、火葬炉については無煙無臭の施設として環境の保全を図り、多くの方々の御利用に供しているところです。

◎ 飯 盛 斎 場

敷地面積	11,404.91㎡
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
延床面積	2,566.71㎡
駐車場	64台分

施 設 内 容

火 葬 棟	(延面積 1,748.94㎡)	
火葬炉(白灯油)	大型炉 10基	補助炉 1基 予備 2基
告別室	3室	
収骨室	2室	
霊安室	1室	
待 合 棟	(延面積 817.77㎡)	
待合ホール	1ホール	
待合室	2室(有料)	
軽食コーナー	1室	

炉の性能 その他

火葬所要時間(1体につき)	約1時間30分
白灯油消費量(1体につき)	約50リットル
台 車	受皿式



飯 盛 斎 場 全 景

斎場使用料（最近改正 令和2年4月1日）

種 別	区 分	単 位	使 用 料	
			関係市	その他
火葬炉	満12歳以上の者	1 体	円 20,000	円 120,000
	満12歳未満の者		13,000	78,000
	妊 娠 4 か 月 以 上 の 死 胎		4,000	24,000
補助炉	胞衣、妊娠4か 月未満の死胎、 人体の一部等	10kgまでごとに	1,630	16,300
霊安室	遺 体 預 り (1 体 に 付 き)	24時間まで	710	4,580
		24時間を超えた 場合1時間増す ごとに	70	450
待合室	和 室	1時間30分まで	1,010	5,090

火葬炉使用状況

年 度 市 別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %
守 口 市	1,378	23.4	1,500	23.8	1,687	29.6
門 真 市	1,321	22.4	1,437	22.9	1,536	26.9
大 東 市	1,095	18.6	1,133	18.0	1,241	21.7
四 條 畷 市	522	8.9	550	8.8	591	10.4
小 計	4,316	73.3	4,620	73.5	5,055	88.6
その他の市町村	1,571	26.7	1,663	26.5	652	11.4
合 計	5,887	100.0	6,283	100.0	5,707	100.0

7 葬儀事業

組合葬儀は、葬儀の簡素化及び葬儀費用負担の軽減をはかるために、昭和45年6月から実施してきました。

近年の生活環境及び生活様式の変化の中で、幾度かの制度改革を経て、現在では簡素にして厳粛な葬儀として関係市民に定着しています。

利用者は、指定事業者（関係市内の16事業者）の中から、事業者と種別（下記の2種）を選択することとなっており、葬儀を主宰する者又は死亡者が関係市の住民を対象としています。

葬儀使用料（最近改正 令和元年10月1日）

種 別	使 用 料
標 準	231,000円
略 式	143,000円

◎ 取扱いの内容

- ・ 納棺等死体の取扱い
- ・ 棺箱、葬祭用品の供給
- ・ 祭壇の飾付け
- ・ 式事執行又はそのサポート

葬儀使用状況

年度 市別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
守口市	64	73.6 %	65	80.3 %	21	77.8 %
門真市	19	21.8	13	16.0	6	22.2
大東市	4	4.6	1	1.2	0	0.0
四條畷市	0	0.0	2	2.5	0	0.0
合 計	87	100.0	81	100.0	27	100.0

8 議 会

組合議会議員の定数は12人で、関係市の議会の議員の中からそれぞれの市の議会において選挙することになっています。

議会の定例会の回数は、年3回と定められています。

◎ 議員定数の内訳

守 口 市	4 人
門 真 市	3 人
大 東 市	3 人
四 條 畷 市	2 人

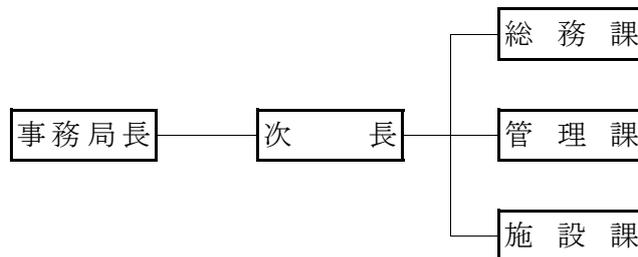
9 執行機関・事務局・附属機関等

管 理 者	1 人	関係市の長の互選による。 管理者を除く関係市の長及び管理者の属する市の副市長をあてる。 管理者が任免する。
副 管 理 者	4 人	
会 計 管 理 者	1 人	議会の議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
監 査 委 員	2 人	
公 平 委 員 会 委 員	3 人	
情 報 公 開 審 査 会 委 員	3 人	
個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	5 人	
行 政 不 服 審 査 会 委 員	2 人	

職員数 (条例定数19人以内)

事務職員 16人

事務局組織図



10 財 政

予算は、一般会計と特別会計とに分かれています。

一般会計は、「議会費」「その他の一般管理費的経費」と「火葬場」及び「組合葬儀」に係るものについて編成されています。

歳入（使用料収入等）の不足分は、関係市からの分担金で賄っています。

特別会計は、霊園事業に係るものを内容とし、独立採算制で事業に要するすべての費用を当事業による収入で賄うべきものとされています。

過去5年間 決算額の推移

一般会計

単位:千円

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額	310,469	308,226	343,996	339,553	354,292
歳出総額	289,715	270,921	308,289	304,136	319,997
歳入歳出差引額	20,754	37,305	35,707	35,417	34,295

霊園事業特別会計

単位:千円

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額	356,860	423,524	468,088	481,905	689,941
歳出総額	299,135	328,260	407,342	410,564	591,085
歳入歳出差引額	57,725	95,264	60,746	71,341	98,856

11 飯盛霊園組合同規約 (昭和40年3月17日 許可)

最近改正 平成19年4月1日

(組合の名称)

第1条 この組合は、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第2条 組合は、守口市、門真市、大東市及び四條畷市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 火葬場、墓地公園及びこれに附随する諸施設の設置並びにその管理運営に関する事務

(2) 葬儀に関する事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪府四條畷市大字下田原448番地に置く。

(議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、関係市の議会において、その関係市の議会の議員のうちから、守口市は4人、門真市は3人、大東市3人及び四條畷市は2人を選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市は、ただちにこれを補充しなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期による。

(執行機関の組織及び選任方法)

第7条 組合に管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は関係市の長の互選により選出する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市の長及び管理者の属する市の副市長（副市長が複数の場合は、管理者が指名する副市長）をもってあてる。

4 会計管理者は、管理者がこれを任免する。

(管理者等の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長又は副市長としての任期による。

(補助職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て組合議員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市の分賦金、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもつて支弁する。

2 前項の分賦金は、総額の100分の10を関係市の均等割とし、総額の100分の90を当該会計年度の前年度の1月1日現在における関係市の住民基本台帳による人口に比例して関係市に分賦する。

附 則

(適用の日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を有する。

(職務代理人)

2 この規約により管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、関係市の長が互選した職務代理人がその職務を行うものとする。

附 則 (昭和45年6月1日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (昭和45年10月22日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (昭和48年3月6日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (昭和50年1月28日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (平成6年5月23日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (平成18年1月25日)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から効力を生ずる。

附 則 (平成19年2月14日)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の飯盛霊園組合規約第7条及び第8条の規定は適用せず、変更前の飯盛霊園組合規約第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。